

2024年3月11日

(一社) 日本水道工業団体連合会 神戸水道展 展示会規約

一般社団法人日本水道工業団体連合会（以下「水団連」という。）は、神戸水道展の開催・運営にあたり、次のとおり規約（以下、「本規約」といいます。）を定め、出展にあたっては、本規約に同意いただくものとします。

#### 1. 出展者資格

出展対象は、水団連会員とします。

出展内容等が、本展示会の開催趣旨や出展対象に適さないと水団連が判断した場合には、水団連は独自の判断で出展申し込みを断ることができるものとします。

#### 2. 出展申込

水団連会員としての出展は、開催前年度の水団連の会費が納入されていることを前提とします。開催年の4月以降に会員となった者は、上半期会費の納入をもって、参加の前提を満たしているものとします。会費の納入が確認できない場合は、出展申請受付後であっても、出展申込の受付は取り消すこととします。

出展者は、出展募集要領に従い、グーグルフォームに入力して申し込みをするものとします。グーグルフォームが利用出来ない場合は、神戸水道展出展申込書に必要事項を記入のうえ、水団連あて、電子メール又はファックスにて送付するものとします。

出展申込の締切は2024年4月26日（金）（申込書到着期限）とします。

また、出展申込をもって、展示会開催に係る関連会社への出展者情報の提供に同意したものとみなします。

#### 3. 出展契約及び小間使用の権利

水団連は、申込内容の確認を行い、出展会場と小間数の確認を行ったうえで、2024年6月28日（金）までに、お申し込み時にご入力いただいた電子メールアドレス又はファックス番号に、出展会場及び小間数の結果をご連絡いたします。この結果通知をもって、「出展契約」が成立したものとします。この電子メール又はファックスに記載した発信日を「出展契約日」とします。

出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと水団連が判断した場合、申込受付を保留、出展内容の一部または出展そのものをお断りする場合があります。

ただし、規約5に従って料金を全額支払うまでは、出展者は出展及び小間使用の権利を行使することはできないものとします。

#### 4. 出展料金

出展料金は、次に記載のとおりとします。

①出展登録料：なし

②出展小間料（全出展者）：34,000 円／m<sup>2</sup>（税込）とし、1小間を9 m<sup>2</sup>とします。

小間単価： $(34,000 \text{円} / \text{m}^2 \times 9 \text{m}^2) = 306,000 \text{円（税込）}$

申込は、小間単位で受け付けます。

（申込例）申込小間数2の場合

小間単価 306,000 円 × 2 = 612,000 円（税込）

## 5. 出展料金の請求と支払い

3に基づき「出展契約」が成立した場合、水団連は、出展料金の「請求書」を発行しますので、出展者は、2024年7月31日（水）までに指定金融機関口座にお振り込みください（指定金融機関口座は請求書に記載）。手形及び小切手での支払いはできません。

また、振込手数料は出展者が負担するものとします。

出展料の支払いが支払期限より遅延した場合、出展者は、年14.6%の遅延損害を水団連に支払うものとします。

## 6. 出展契約の解約等

「出展契約」成立後は、出展者からの「出展契約」の解約・小間数の削減（以下「一部解約」という。）は原則として認められないものとします。

出展者がやむを得ない理由により「出展契約」の解約・一部解約を希望する場合には、水団連が定める様式により、解約あるいは一部解約を申込むものとします。水団連が「出展契約」の解約あるいは一部解約を受け入れる場合、出展者は、解約料あるいは一部解約料（以下「出展解約料」という。）を、水団連が定めた日までに指定金融機関口座に支払うことを条件として、「出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。

## 7. 出展解約料

①出展契約日から2024年7月31日（水）まで：出展小間料の50%

②2024年8月1日（木）以降：出展料金の100%、

また、本展示会の初日の前日の17時までに小間の使用を開始しない場合は、出展を取り止めたものとみなし、出展小間料の100%を解約料として申し受けます。

## 8. 出展小間料の返金等

「出展契約」の解約あるいは一部解約の申し込みを水団連が承認した時点、或いは出展者が出展を取り止めたものと見なした時点で、出展者が既に水団連に対して出展小間料の全部又は一部の支払いを行っている場合には、解約料は当該支払い済みの出展小間料から充当されるものとし、充当後残金がある場合は、水団連の定めた方法及び期日において水団連から出展者に返金します。解約に際して生じた出展者及び関係者の損害については補償しません。

## 9. 契約の解除

出展者が次の各号のいずれかに該当した場合、水団連は、何らの通知・催告なしに、また出展者に対して何らの賠償を行うことなく、直ちに「出展契約」を解除できるものとします。

- ①所有物件又は権利につき、差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立て又は租税公課の滞納処分等を受けたとき。但し、第三債務者として差押え又は仮差押えを受けた場合を除く。
- ②支払い停止があったとき、支払い不能に陥ったとき。
- ③監督官庁から営業の取消、停止等の命令を受けたとき。
- ④出展者又は展示を予定している展示物等が、本展示会の開催目的や出展対象に適さないと水団連が判断した場合、その他出展者の社会的信用にかかわる民事上、刑事上又は行政法上の問題が懸念され、違法又は不当な行為、犯罪行為その他が行われた、あるいはその恐れがあると認められることから、出展者が本展示会に出展を行うことが社会的に妥当性を欠くと水団連が判断したとき。
- ⑤前各号の場合のほか、出展者が本規約の全部又は一部もしくは「出展マニュアル」等に違背し、水団連からの催告にもかかわらず水団連が定める相当期間内に改善されないとき。
- ⑥本条に基づき主催者が「出展契約」を解除した場合、水団連は、規約 7 に定める出展解約料及びその他の損害の賠償を、出展者に請求することを妨げられないものとします。

## 10. 小間の割当と配置

水団連は出展者の希望や小間の形状に基づき出展者の出展会場や小間の位置を決定します。出展者はその決定に従うものとし、出展会場や小間位置を理由とした出展契約の解約はできないものとします。

また、会場面積の都合により、申し込み時の小間数が確保できない場合は、出展者と水団連の協議により小間数の決定を行います。

## 11. 共同出展の取扱い

2つ以上の会社・団体が共同で出展を申し込む場合は、代表となるそのうちの一つの会社・団体（以下「代表出展者」とします。）が申し込みを行い、共同出展者の名称・連絡先等については別途水団連へ通知するものとします。詳細は、出展マニュアルを参照ください。

## 12. 出展物等の設置・小間装飾および撤去

- ①出展物等の会場への搬入と設置は、別途、水団連より通知される期間に行われるものとします。ただし、小間内の出展物設置は、本展示会初日の前日までに完了するものとします。
- ②小間装飾は、出展者説明会時に配布する「出展マニュアル」に準じて行うこととし

ます。「出展マニュアル」に違反する装飾は撤去されることがあります。

- ③出展者は、会期中の出展物等の搬入、搬出、移動の際は、必ず水団連の承認を得た後に作業するものとします。
- ④小間内全ての展示および装飾物等は、水団連より通知された期間内に撤去を完了するものとします。期間内に撤去されない場合、水団連が撤去を行い、撤去費用は当該出展者が全額負担するものとします。
- ⑤出展マニュアルのルールに違反する装飾は撤去されることがあります。

### 13. 来場者対応及び水団連企画への協力

- ①水団連が実施する企画に係り、水団連から出展者へ協力を依頼する場合は、出展者は積極的な対応を行うものとします。
- ②水団連は、水道界への就職を考えている学生を対象とした企画等を実施する予定です。学生等の来場者がブースを訪れる際は、出展者は積極的に対応するものとします。また、日本水道協会が企画するPRについても協力するものとします。
- ③水道展の記録を残すため、水団連が出展ブースを撮影する場合は、出展者は積極的に協力するものとします。
- ④撮影スケジュールは水団連にて決定し、事前にご連絡します。原則、スケジュールの変更はできないものとします。

### 14. 出展者の行動

出展者は、出展者にふさわしい品位ある行動をとっていただきます。出展ブースでは、開場時間中はブース内に最低1名は駐在いただきます。出展者は、通路など出展ブース以外の場所での展示・宣伝などを行うことや、近隣の出展者の展示を妨害してはなりません。妨害の有無などは水団連が判断し、出展者はこれに従うものとします。

### 15. 禁止事項

#### ①小間の転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾

出展者は、相手が他の出展者あるいは第三者であるか否かを問わず、出展小間の一部あるいは全部を転貸、売買、譲渡、交換、使用許諾することはできません。

#### ②別会場への誘導を目的とした出展

水団連が認める場合を除き、本展示会会場以外の場所で出展者が自己の主要な製品の展示やセミナーなどを行い、本展示会の来場者の別会場への誘導を目的とする出展はお断りします。

#### ③出展物の即売

本展示会会場での出展者による物品の販売を原則禁止します。ただし、水団連に事前に申請し、許可を得たものは除きます。

#### ④迷惑行為

出展者が本展示会に関連して実施する展示・イベント・講演等の全ての行為に対し、水団連が次の場合に該当するものと判断した場合には、当該行為の改善を求めま

す。これに従わない場合には、当該行為の即時中止もしくは全ての展示・イベント・講演の即時撤収をしていただくことがあります。出展者は、水団連に対して、この「改善」「即時中止」「即時撤収」の措置に起因する費用の返還請求等は、一切行うことができないものとします。

なお、これらの措置の実施にあたり水団連が費用負担をした場合は、出展者にはその費用の全額を水団連に返還する義務が生じるものとします。

- ・小間外通路の使用（来場者の誘引やアンケート等）により、他の出展者あるいは来場者に著しく迷惑を及ぼす場合
- ・自社の小間外の会場通路・公共の場所での印刷物等を配布すること
- ・スピーカー等の音量により、他の出展者或いは来場者に迷惑を及ぼす場合。その他、光線・熱気・ガス・臭気・振動・スモーク等により、他の出展者あるいは来場者に迷惑を及ぼす場合（なお、装飾物・演出としての「裸火、煙・スモークマシン、ネオン管」などの使用はできません。）
- ・社会通念に照らして技術紹介としての品位に著しく欠ける展示、行為である場合
- ・公序良俗に反する展示行為である場合
- ・「個人情報」収集を主目的とした出展

⑤自己のブース内において、自社が取り扱う製品の展示や、商品・サービスのPRをすることなく、来場者の「個人情報」の収集を主目的として行う出展は禁止します。

## 16. 個人情報等の取扱い

①出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、「個人情報保護法」及び関連法令を遵守するものとします。

なお、出展者と本人等との間で「個人情報」に関して紛争などが生じた場合は、両者で協議して紛争などの解決に当たるものとし、水団連はそれについて一切の責を負わないものとします。

②本展示会への申し込みに伴う出展者の「個人情報」については、水団連の「プライバシーポリシー」に準じて水団連により適切に保護・管理されます。

詳細は <https://www.suidanren.or.jp/privacy-policy/> をご参照ください。

③水団連は本展示会の広報活動を目的として、出展者が入力・提供した出展者の企業情報、出展内容等をテレビ・ラジオ局、新聞社、雑誌社、インターネットを活用した媒体等へ情報提供できるものとします。また、同様の目的で、主催者が出展者の許可を得て取材等をした場合においても、テレビ・ラジオ局、新聞社、雑誌社、インターネットを活用した媒体等へ取材等の情報を提供する事ができるものとします。

## 17. 損害賠償

水団連は、理由の如何を問わず、出展者及びその従業員または代理人が、小間を使用または占有することによって発生した人、物品および施設に対する傷害・損害等については一切の責任を負いません。出展者は、水団連に対して、自己の責任において

小間を安全に使用することを保障し、万一事故等が生じた場合には、全ての損害につき賠償責任を負うものとします。

出展者は、展示物及び資材の盗難、失火等に対して、それぞれ自己の責任において万全を期すものとします。

水団連が、自ら責任を負うべき事由によって本展示会を中止した場合に限り、出展者が小間を使用できなくなったことについて、水団連は出展者に対して残余展示日数を基準として、日割り計算した出展小間料の払い戻しを行います。これをもって補償の全てとします。なお、水団連は、直接・間接的な自然災害による損害の発生などの不測の事態、あるいは第三者の命令または指示、その他不可抗力事由により出展者に生じる損害については一切の責任を負わないものとします。

## 18. 免責事項

出展者の展示・出展内容や、出展者が提供・配付した物品等に起因する会場内外での事故・トラブル等に関し、水団連は一切責任を負わないものとします。

また、以下の事項を含め、第三者に対する事故・傷害等について、水団連は問題解決には一切関与せず、協議等にも関与しないものとします。

- ・ 暴力団やテロ組織等に起因する損害、等
- ・ 出展者や来場者による会場設備の破損
- ・ 飲食物の提供による食中毒やアレルギー、トラブル等
- ・ 設営・準備における事故
- ・ 出展ブース内でのトラブル（損壊、盗難等）

## 19. 展示会の延期・中止

天災やその他の不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能となった場合、水団連は本展示会の早期閉会、開催延期、開催中止又は会期、会場の変更、開催規模を縮小することができるものとします。

なお「不可抗力」とは、天災、戦争、暴動、反乱、内乱、テロ、火災、爆発、洪水、盗難、害意、疫病による損害、ストライキ、立入制限、天候、第三者による差止行為、国防、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等公衆衛生に関わる緊急事態、国又は地方公共団体の行為又は規制など、水団連のコントロールの及ばないあらゆる原因をさします。

不可抗力により本展示会の趣旨、目的が十分に達成できないと水団連が判断した場合、水団連は開催前または開催期間中であっても、開催中止または開催期日・開催時間の短縮等を行うことができるものとします。その場合、水団連が上記の決定を行った後、速やかに出展者に通知し、公表するものとします。

本展示会の開催を水団連が中止した場合、水団連は、本展示会の開催準備をするにあたっての水団連の必要経費分について、中止した時点で出展料を支払っている出展者に対しては出展料金から差し引いた差額を出展者に返金するものとし、出展料金が未納である出展者は水団連からの請求を受け支払うものとします。

水団連は、本展示会の延期または中止に関して一切の義務を追わないものとし、当該中止又は延期によって出展者、又はその他のものに生じた費用・損害等についての返金、賠償などに関する責任を一切負わないものとします。

## 20. 反社会勢力の排除

全ての出展者及びその代理人等は、現に反社会的勢力ではないこと、又は過去においても反社会的勢力ではなかったことを表明・保証するものとします。

反社会的勢力とは、次に該当する者となります。

- ①総会屋、社会運動・政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団などの団体又は個人
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定義される暴力団、又はその関係団体及びこれらの構成員
- ③暴力、威力、脅迫的言辞及び詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ④組織的な犯罪の処罰および犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿もしくは犯罪収益等收受を行っている、もしくは行っている疑いのある者、又はこれらの者と取引のある者
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体もしくは係る団体に属している者又はこれらの者と取引のある者、その他これらに類する団体もしくは係る団体に属している者又はこれらの者と取引のある者、
- ⑥前項①から⑤のいずれかに該当する者または団体（以下「反社会的団体等」とする。）と関係することを示唆して不当な要求を行い、経済的利益を追求する団体または個人
- ⑦反社会的団体等が代表し、または支配する法人その他の団体
- ⑧反社会的団体等が取締役、執行役、業務執行社員、監査役、理事、監事、またはこれらに類する地位の役職にある法人または団体

## 21. 準拠法および合意管轄

本規約並びに「出展契約」は日本国の法律に準拠するものとし、これらに基づく訴訟については、水団連の事務所所在地を管轄する地方裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

初 版 20240311